

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は警備会社に勤務しており、平成〇年〇月〇日から営業所の所長に就任した。営業所全般の営業管理や人事管理の業務を行うこととなり、新規顧客の契約獲得等も迫られたが、新規業務に必要な人員の確保も思うようにできず、営業所を退職するものも多くなるなど、請求人は次第に気力がなくなっていく、〇病院を受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

数年前より業務の量もユーザー等から責任を求められることも多くなった。トラブルがたて続けとなり、休む間もなく長時間労働を余儀なくされた結果、うつ病を発症したものである。業務外の要因に心当りはなく、業務上の過重労働と心理的負荷による発症であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」（以下「判断指針」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期について

請求人は I C D - 10 診断ガイドラインに示されている「F 3 4 持続性気分(感情)障害」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ ①営業所員が業務中、車にひかれるという事故が発生した及び②営業所員が居酒屋で喧嘩を行い警察へ行ったことについては「会社で起きた事故（事件）について責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかし、いずれの出来事についても所長としての責任を問われていないことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正する。

・ 新規業務の関係で業務量が一時的に増加したことについては「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であ

る。

なお、業務が一時的に増加したと思われるが、業務の困難さ、請求人の経験からみて、心理的負荷の強度について修正は行わない。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

業務量は増大しているが、恒常的な長時間労働は認められず、応援要員など会社の一定の支援もあったことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F 3 4 持続性気分(感情)障害」を平成〇年〇月に発症していると認められる。

(2) 出来事の心理的負荷の評価

・ 「会社で起きた事故(事件)について責任を問われた」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

しかし、いずれの出来事についても所長としての責任を問われていないことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正する。

・ 「仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

なお、業務が一時的に増加したと思われるが、業務の困難さ、請求人の経験からみて、心理的負荷の強度について修正は行わない。

(3) 出来事に伴う変化を評価する視点

業務量は増大しているが、恒常的な長時間労働は認められず、応援要員など会社の一定の支援もあったことから、心理的負荷が「特に過重」であったとは認められない。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価について

特にとりあげるべきものは確認されない。

(5) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、また、特別な出来事も認められないことから、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。